

---

# 多様な専門性を有する質の高い教職員集団 の在り方に関する検討

---

# 教員免許制度について

教師は、教科に関する専門的知識に留まらない、生徒指導や特別な支援を要する児童生徒への理解等の多岐にわたる専門性を身につける必要がある「専門職」である。

※教師が養成段階で必要な単位のうち、多くは教職に関する内容（例えば、小学校1種の場合47単位程度（59単位中）、中学校1種の場合35単位程度（59単位中））であり単に教科の内容だけで教職は成り立たない。

どの地域でも最低限の教育が行えるように教育の水準を確保する必要があることから、教員免許制度によりその質保証を資格として公証している。

最低限の教育水準を維持しつつも、画一的でない個々に応じた教育が行われるよう、大学における教員養成を原則としつつも、多様な専門性を有する人材が参画する仕組みとして、①特別免許状、②教員資格認定試験、③教職特別課程が整備されている。

- ①教職課程を経ずに、民間企業等での専門的な知識経験に基づき授与される免許状
- ②教職課程を経ずに、教職員支援機構が実施する試験による免許状が授与される制度
- ③通常の教職課程のうち、教科部分を既に修得した者を対象に教職部分に特化した課程により免許状が授与されるもの

# <参考> 教員としての高い専門職性

(単位)

■ 中学校の例	各科目に含めることが必要な事項	一種 (4年制大学)
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科に関する専門的事項</li> <li>・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）</li> </ul>	28
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）</li> <li>・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）</li> <li>・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> <li>・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解</li> <li>・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）</li> </ul>	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳の理論及び指導法</li> <li>・総合的な学習の時間の指導法</li> <li>・特別活動の指導法</li> <li>・教育の方法及び技術</li> <li>・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法</li> <li>・生徒指導の理論及び方法</li> <li>・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</li> <li>・進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法</li> </ul>	10
教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育実習</li> </ul>	5
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職実践演習</li> </ul>	2
大学が独自に設定する科目		4
+	「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）	59

教職部分

# 特別免許状について

特別免許状とは、授与が行われた都道府県内において有効であり、特定の教科に限定して授与されるもの。

※普通免許状と特別免許状の比較

	普通免許状	特別免許状（昭和63年～）
免許の取り方	・大学等で必要な単位の修得により授与	・ <b>教育委員会による検定で授与</b>
できること (役職、担当できる範囲)	・教員として勤務 ・小学校は全教科、中高は教科毎	・ <b>教員として勤務</b> ・ <b>小中高全て教科毎</b>
制約 (期間、地域)	・10年間（※） ・全国	・ <b>10年間（※）</b> ・ <b>授与した都道府県内</b>

授与にあたっては、専門的な知識経験又は技能を有することや、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見をもっていることを基準として、都道府県教育委員会が行う教育職員検定に合格する必要があり、検定では、大学の学長や校長等に意見を聴く必要がある。

※特別免許状の授与の流れ

## ①相談

採用予定校を所管する学校法人や教育委員会からの推薦

## ②出願

推薦のほか、専門の知識経験・技能の証明、志望理由書等により出願

## ③検定

教育委員会による書類審査、必要に応じて面接 有識者委員会

## ④授与

審査合格後、特別免許状の授与

## ⑤採用

推薦を取り付けた学校法人や教育委員会で採用

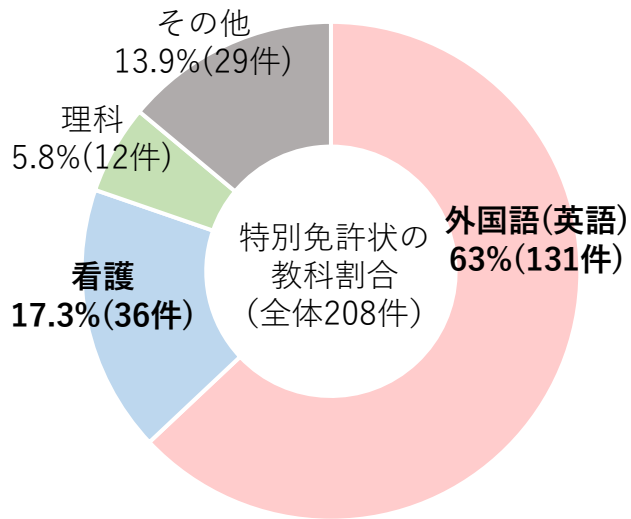
# < 参考 > 特別免許状の授与状況

特別免許状

約 200 件

免許状全体  
約 20 万件

年間授与される免許状に占める  
**特別免許状の割合は、0.1%**

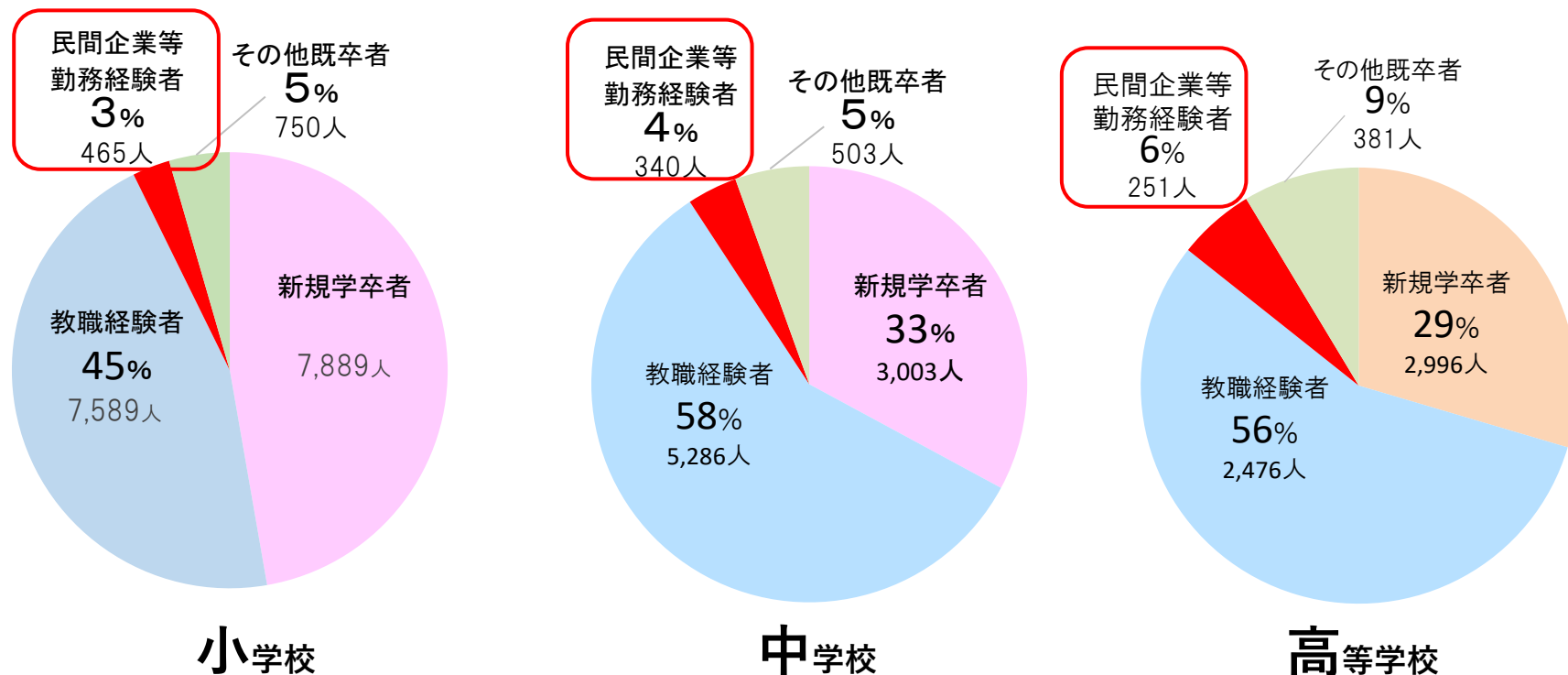


全教科に授与可能な可能にも関わらず、  
**特定の教科に偏った使われ方**

# (参考) 公立学校採用試験の採用者の採用前状況

総合科学技術・イノベーション会議  
教育・人材育成ワーキング・グループ(第2回)  
【資料1】より

公立学校の教員の採用前の職として、「教職以外」で継続的な雇用された勤務経験があった人は、3%~6%程度と少数に留まる。



(令和2年度公立学校教員採用選考試験)

(出典) 文部科学省「令和2年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

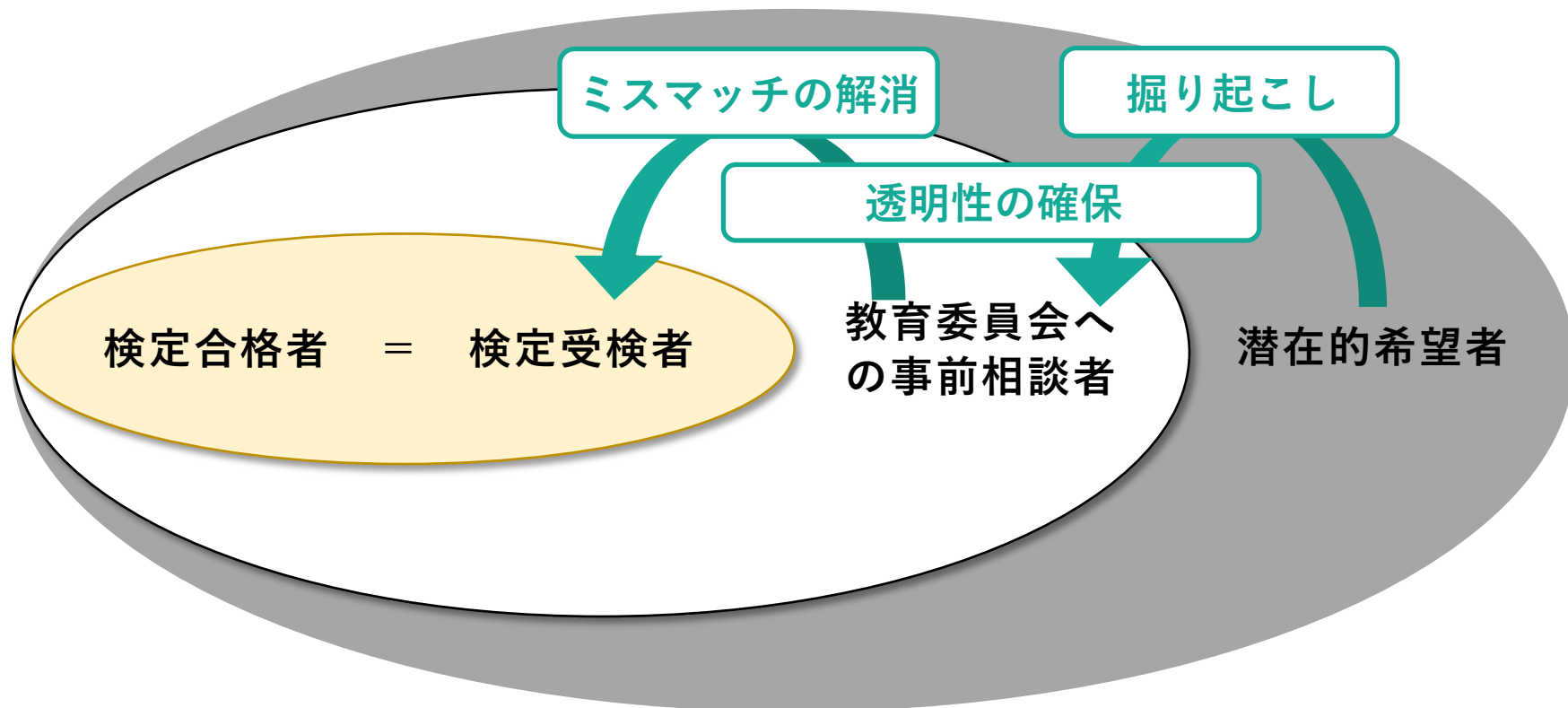
(注1) 「教職経験者」とは、公立学校教員採用前の職として国公立学校の教員であった者をいう。

(注2) 「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。

# 特別免許状の活用に関する課題の分析

特別免許状は年間200件程度と普通免許状の授与件数が年間20万件に比べてかなり低調で、絶対数が少ない。

授与事務を行う都道府県教育委員会へのアンケートでは、検定の受検者は全員合格している。そのため、受検前の事前相談の取りこぼしや、潜在的希望者へのアプローチ、また検定の基準やプロセス等が不透明であることが課題である可能性がある。



# 事前相談段階のミスマッチ

教育職員検定を実施する都道府県教育委員会と授与希望者（又は推薦を行う市町村教育委員会や学校法人）の間に何らかのミスマッチが生じているのではないかな。

## 想定される 3つのミスマッチ

### 教科区分と専門性のミスマッチ

- 💡 授与希望者の専門分野の範囲と、教科の範囲が完全一致しないことから、特別免許状の授与が行えないようになっているのではないかな。

### 時期のミスマッチ

- 💡 教育委員会が行う検定手続が随時行われるものではないため、授与希望者の希望時期と検定実施時期にズレが生じていないかな。

### 主体のミスマッチ

- 💡 専門人材の活用を希望するのは勤務する学校を管轄する市町村教育委員会（又は学校法人）である一方で、検定を行うのは都道府県教育委員会であり主体が一致しない中で円滑なコミュニケーションが図れていないのではないかな。



# 教科区分と専門性のミスマッチ①

教員免許状に定められる教科区分は教授範囲が広く、例えば、高等学校教諭の理科の免許状では、物理、化学、生物、地学を教えられることとなっている。

民間企業や大学等の高度専門人材においては、教員免許状の教科区分よりもその専門性が細分化されていくこととなり、当該人材の専門性と教科の専門性が必ずしも一致しない状況となっている。

※特別免許状の授与にかかる教育職員検定において、当該教科の範囲を教授できることが求められ、授与候補者の専門性が狭い場合には相談段階で断られているケースがある。（「特別免許状授与基準等に関するアンケート調査」（令和3年度文部科学省実施））

教科の範囲と専門性の範囲のミスマッチを解消し、特に高等学校において高度理系人材の活用が積極的に図れるよう**特別免許状の授与が行える教授範囲をより細分化することができることとすべき**ではないか。

# 教科区分と専門性のミスマッチ②

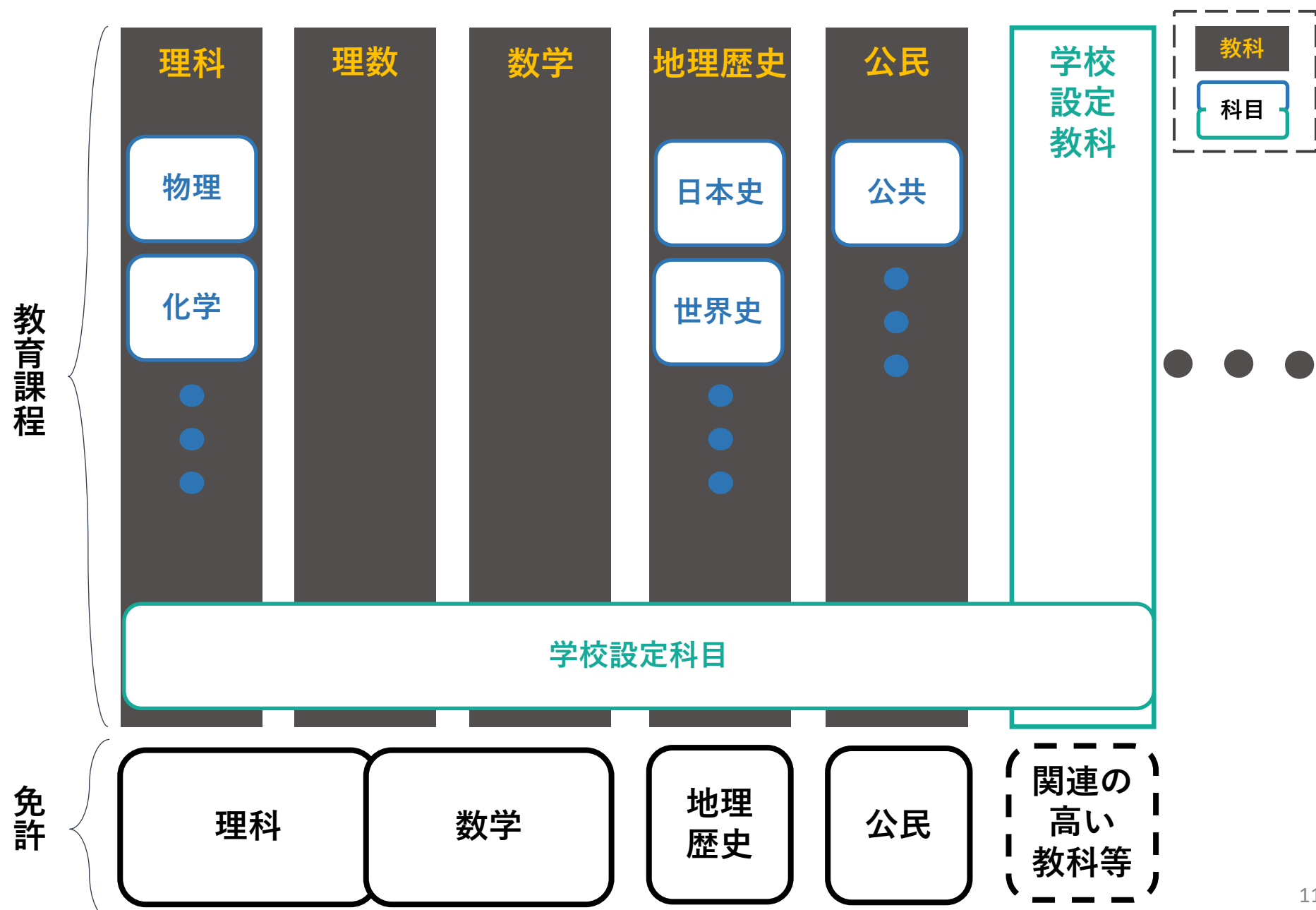
学習指導要領では、学校教育法施行規則に定められる教科区分とは別に、その他特に必要な教科（中学校学習指導要領）、学校設定教科・学校設定科目（高等学校学習指導要領）を各学校独自に設定することが可能となっている。

教員免許状の教科は教育課程上の教科と完全一致しているものでなく、学校設定教科においても関連の高い教科の免許状で教授することとしている。

※例えば、高校の教科「理数」については、「理科」の免許状、「数学」の免許状で教授することとしている。

現行の教科区分とは異なる学校が設定する教科等も含め、**今後中長期的に体系化等がなされ新設されていく教科の状況も勘案しながら、当該教科区分に応じた特別免許状が授与されるような仕組みを検討するべき**ではないか。

# <参考> 教育課程上の教科と免許状の教科の考え方（高校）



# タイミングのミスマッチ

例えば、私立学校などでは年度始めにあわせて採用を行わない場合等があり、検定の時期が年度単位で行われていると特別免許状の活用による採用が行われれないという声が聞かれる。

特別免許状の授与に係る指針では、こうした状況を受け、申請を随時受け付けるなどを求めているが、改善が図られておらず、教育職員検定の実施は、実施する教育委員会に頻度が異なっている状況。

※手順の在り方については、都道府県教育委員会の事務負担には配慮しつつも、申請は常時受け付けるなど不断の改善を図っていくことが望まれるとしている（特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針（令和3年5月11日）より）

※1年間の教育職員検定受付回数

随時	1回	2回	3回	4回	5回以上	未回答
16	20	7	2	0	1	1

**教育職員検定の受付が随時行われるように国から働きかけを行うべき**ではないか。その際、教育委員会の検定事務の負担軽減の観点から、対面による面接等の手法に限らず、オンラインでの対応や書面審査（勤務実態が把握できている場合など）による対応が可能としてはどうか。

## 第2章 教育職員検定において確認すべき具体的内容

### 第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認は、教育職員免許法第5条第5項及び教育職員免許法施行規則第65条の4に定める学識経験を有する者（大学の学長、教職課程を有する学部の学部長、校長等）により行われることが必要である。その際、面接により当該確認を行うことが考えられるが、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により**推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者について当該確認を行う場合その他各都道府県教育委員会が適切と認める場合には、書面による確認など必ずしも面接という方法によらないことも許容される。**

## 第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等

### 第2節 特別免許状授与申請手続等の整備及び周知

各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を希望する市区町村教育委員会や学校等の要望を酌み取り、適切に手続が行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うことが適切である。授与候補者が勤務することが予定されている市区町村教育委員会や学校法人等が学校教育の効果的实施を図るために特別免許状の授与が必要であると考えていることや、**授与候補者が例えば転職等により学校現場に参画する際に円滑な移行を行えるよう配慮する必要があることを踏まえ、できるだけ迅速な手続が可能となるよう、手続の在り方については、都道府県教育委員会の事務負担には配慮しつつも、申請は常時受け付けるなど不断の改善を図っていくことが望まれる**（受付時期や授与手続に係る期間等）。

また、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の審査基準を明確化し、周知する等手続の透明化を図っていくことが求められる。

# 主体のミスマッチ

専門人材の活用を希望するのは勤務する学校を管轄する市町村教育委員会（又は学校法人）である一方で、検定を行うのは都道府県教育委員会であり主体が一致していないことが多い。

国の指針で教科に偏りが無いような活用を求めているところ、市町村が希望する教科とは異なる教科に限定して授与を行う限定的な運用が行われているところがある。

※特定の教科や科目のみ特別免許状を授与する、といった限定的な運用をしているか。

はい	いいえ
5	42

都道府県間で国の指針と異なる運用が行われるローカルルールにより勤務希望地によって扱いの差が出ることとなり、例えば、県を跨いだ移動を行う場合などの障害になる可能性がある。

都道府県教育委員会における基準は、国の指針を踏まえた方向性のものであり、都道府県間で差がないようにしていくことが必要ではないか。

また、市町村自体が授与することが可能な仕組みの活用促進（市町村費負担教職員）、都道府県教育委員会自体が市町村の推薦を待つことがない積極的な授与の促進を図るべきではないか。

## 趣旨

一方で、平成26年に特別免許状の授与に当たり行う教育職員検定等に関する指針が文部科学省から示されたことにより、都道府県教育委員会における特別免許状に係る審査基準の策定が進み、特別免許状の授与件数の増加が一定進んでいるものの、特別免許状の授与が、

- ・高等学校に偏っており、小学校についてほとんど授与されていないこと
- ・教科について、英語や看護に偏っていること
- ・公立学校での授与が進んでいないこと

といった課題が見られており、これらのこれまで授与が進んでいない学校・教科等における積極的な活用が望まれる。

## 第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等

### 第2節 特別免許状授与申請手続等の整備及び周知

各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を希望する市区町村教育委員会や学校等の要望を酌み取り、適切に手続が行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うことが適切である。授与候補者が勤務することが予定されている市区町村教育委員会や学校法人等が学校教育の効果的实施を図るために特別免許状の授与が必要であると考えていることや、授与候補者が例えば転職等により学校現場に参画する際に円滑な移行を行えるよう配慮する必要があることを踏まえ、できるだけ迅速な手続が可能となるよう、手続の在り方については、都道府県教育委員会の事務負担には配慮しつつも、申請は常時受け付けるなど**不断の改善を図っていくことが望まれる**（受付時期や授与手続に係る期間等）。

また、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の審査基準を明確化し、周知する等手続の透明化を図っていくことが求められる。

# 参考 市町村教育委員会による特別免許状の授与（特区）

## 市町村教育委員会による特別免許状授与事業（830）

### <これまで>

免許状の授与権者、免許管理者は都道府県教育委員会とされ、都道府県教育委員会が授与する特別免許状は、授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有していた

### <関係法令>

教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第9条第2項、第10条第2項及び第5項、第20条

### <取り巻く環境の変化>

構造改革特区などによる、教育方法や教育提供主体の多様化。

← 構造改革特区を活用することにより

市町村教育委員会が、当該市町村内でのみ効力を有する特別免許状を授与することができる

### <主な要件>

○市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法に規定する特別の需要等に対応するため、以下の（1）から（3）に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認めること

- （1）学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
- （2）学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
- （3）その他構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者。

認定計画数：2件（令和2年2月現在）

- ~~北海道土川郡清水町教育委員会（株式会社立北海道芸術高等学校）~~ →平成27年4月取下げ
- 埼玉県深谷市教育委員会（株式会社立創学舎高等学校） ※授与実績なし
- 千代田区教育委員会（区立九段中等教育学校）
- ~~三重県伊賀市教育委員会（株式会社立ウィッツ青山学園高等学校）~~ →平成29年5月取下げ
- ~~熊本県南阿蘇村教育委員会（株式会社立くまもと清陵高等学校）~~ →平成29年5月取下げ



# 潜在的な希望者の掘り起こし①

各種調査研究結果による、学校現場や教育委員会、民間企業等の専門人材からの意見は以下のとおり。

## 学校・教委側

専門的な人材を活用するにあたって、教職課程を経ていないことから**一定の質を担保できるような仕組み**が手続上必要。

外部の人材を活用したいと考える教師不足が生じている小学校では、全教科担任がとられており、**教科に限定した特別免許状は使いづらい**。

**限られた予算**の中で、教職課程を経た普通免許状と入れ替えてまで特別免許状を授与し民間企業等の専門人材を活用できない。

## 専門人材側

教職課程を経ずに学校現場で勤務できる**特別免許状を知らない**。

教職への転職に関心は低いが、**兼業副業などの多様な働き方**での学校の参画への関心はあるものの、**事例が少ない**。

学校現場との接点がなく、**参画の仕方が分からない**。

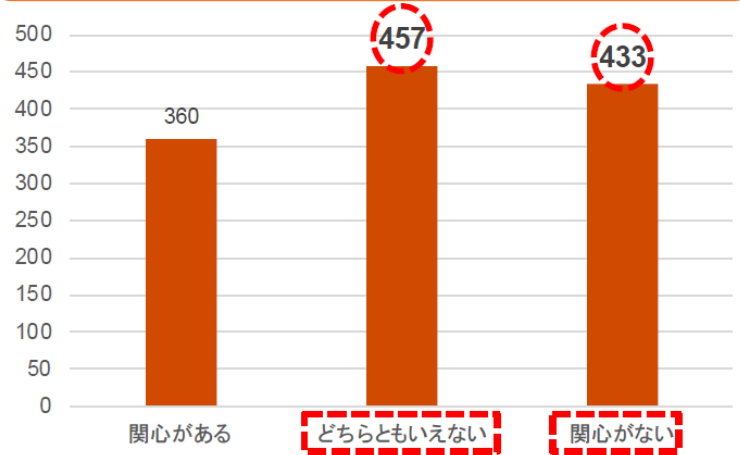
教育現場がどのような人材を求めているかが分からず、**自らのスキルを活かせるイメージが湧かない**。

「効果的な特別免許状等を活用した採用に関する研究」（平成31年度文部科学省委託事業）  
及び「特別免許状授与基準等に関するアンケート調査」（令和3年度文部科学省実施）、  
「学校現場と外部人材をつなぐ在り方研究事業」（令和3年度文部科学省委託事業）

# 参考 「効果的な特別免許状等を活用した採用に関する研究」

(平成31年度文部科学省委託事業)

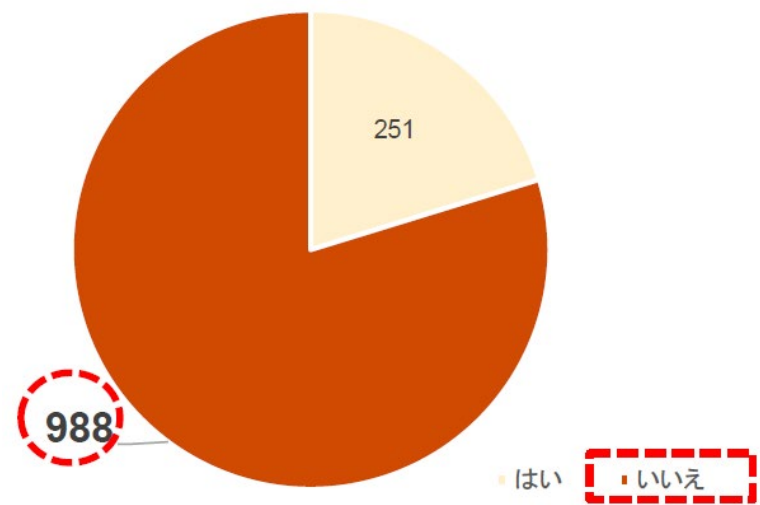
小・中学校、高校へ教員として転職することに関心がありますか？



小・中学校、高校の教員として、「兼業・副業」で働くことに関心はありますか？



小教員免許状をもたない社会人が教育現場で教育を行うことができる特別免許状、特別非常勤講師制度という制度を知っていますか？



平成31年度文部科学省委託事業  
「効果的な特別免許状等を活用した採用に関する研究」  
(PwCあらた有限責任監査法人) 調査報告書より抜粋  
調査対象：求職者 (ビズリーチ社会員)

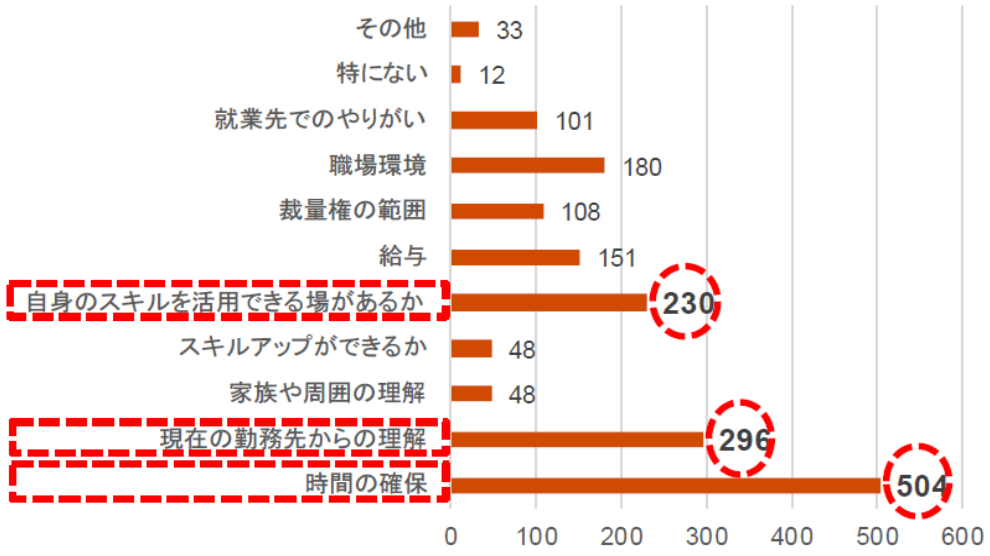
# 参考 「効果的な特別免許状等を活用した採用に関する研究」

(平成31年度文部科学省委託事業)

小・中学校、高校へ教員として**転職**する懸念点を教えてください。 ※関心がない方の回答



小・中学校、高校へ教員として「**兼業・副業**」で勤務することへの懸念点を教えてください。



# 参考 特別免許状授与基準等に関するアンケート調査（概要）

・ 1年間の教育職員検定受付回数

随時	1回	2回	3回	4回	5回以上	未回答
16	20	7	2	0	1	1

・ 令和2年度の教育職員検定受験者数計 

208
-----

・ 令和2年度の教育職員検定合格者数計 

208
-----

・ 教育職員検定の結果をHP等で公表しているか。

はい	いいえ
0	47

・ 文科省の指針を踏まえた授与基準になっているか。 ※令和3年度中に改正予定のものを含む

はい	いいえ	基準未策定
37	6	4

・ 授与の基準について、誰でも確認ができるようにHPで公表しているか。

はい	いいえ	基準未策定
6	37	4

・ 特定の教科や科目のみ特別免許状を授与する、といった限定的な運用をしているか。

はい	いいえ
5	42

(運用の例)

- ・ 工業、看護、福祉のみ授与している。
- ・ 教員採用試験「社会人等特別選考」の募集教科に対して特別免許状を授与しているため、その年度の必要な教科において特別免許状を授与している。

# 潜在的な希望者の掘り起こし②

## 学校・ 教委側

教師としての資質能力への懸念と予算の制約等の観点から、民間企業等の専門人材の活用に対して消極的な傾向がある。

## 専門 人材側

興味がありつつも、学校現場への参画の仕方、制度の理解、自らのキャリアを活かした参画などの情報が不足している。

教職課程を経ていない特別免許状授与候補者等が**円滑に学校現場に参画できる標準的な研修等コンテンツを整備**すべきではないか。

教育委員会の積極的な活用を促すために、特に**小学校段階で複数教科を担えるような制度の在り方、特別免許状を活用する場合のインセンティブ措置**を検討すべきではないか。

# 潜在的な希望者の掘り起こし③

特別免許状授与者の有用性、制度の周知、学校現場への多様な勤務形態での参画などの**優良事例の積極的な創出と横展開**を行うべきではないか。

※優良事例の創出にあたっては、

- ①民間企業等の専門人材が現業の職を辞さないまま段階的に学校現場に参画できる取組
- ②学校現場での勤務内容や範囲の明確化により入職後のミスマッチを軽減することに特に留意したものとすべきではないか。

教職課程を経て普通免許状を取得したものの学校現場に参画せず民間企業等で勤務する者などの掘り起こしを行うべきではないか。

(参考) 免許状取得者と採用試験合格者について

		H28採用 (H27免許取得)	H29採用 (H28免許取得)	H30採用 (H29免許取得)	R1採用 (H30免許取得)	R2採用 (R1免許取得)
免許状取得者		109,441	107,692	104,768	100,144	96,343
採用試験 合格者	うち、新卒者	13,472	13,029	12,121	11,956	11,756
	うち、既卒者	21,403	21,923	20,865	20,001	20,716

(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況」、「教員免許状取得状況調査」

## 背景・課題

令和2年度から始まった新たな学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」を掲げ、学校教育を学校内に閉じずに社会と連携しながら実現することとされている。また、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、「教員資格制度に係る規制・制度の見直し」のなかで「社会人登用に必要な採用プラットフォームを整備するなど、運用面でも社会人登用が進むよう環境整備を行う。」「学校現場に関わりたいと考えている社会人等が、どのような関わり方ができるのか、また、その実現のためには、どのような手続・要件を経ていく必要があるのか、実情を把握し、教師のサポート役や生徒・学生の支援など多様な形での関わり方があることを前提に、多様な人材を積極的に呼び込み・活用する」とされており、多様な経験や背景を持つ人材が学校現場に円滑に参画できる環境整備を行う必要がある。

【公立学校教員のうち民間企業等勤務経験者の比率】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
採用者全体	31,176	31,305	30,461	32,985	34,952
民間企業等勤務経験者	1,491	1,454	1,769	1,298	1,415
民間企業等勤務経験者の比率	4.8%	4.6%	5.8%	3.9%	4.0%

出典：公立学校の教員採用試験の現状について ※民間企業等勤務経験者は、アルバイト(経時的な雇用)に係る勤務経験はあつた

## 事業内容

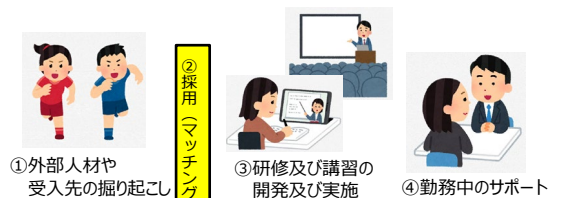
多様な経験を有する人材が学校現場に円滑に参画できる環境を整備するため、学校現場と多様な経験や背景を持つ人材をつなぐ仕組みづくりの検討を行うとともに、就職氷河期世代を対象としたリカレント教育プログラムを継続して実施する。

### 学校現場と多様な経験や背景を持つ人材をつなぐ在り方研究事業（分野に特化した全国的な仕組みの検討）

- オリンピアン・パラリンピアン等のアスリートを活用し、ニーズの高い分野の人材に特化した全国的なマッチングの在り方について検討する。
- 具体的には、①受入先の学校や多様な経験や背景を持つ人材の掘り起こし、②採用（マッチング）、③学校現場へ参画する際に必要な研修・講習の開発及び実施、④採用後のサポート等を含め一体的に支援する事例を創出しつつ、全国的な仕組みの在り方の検討を行う。
- 件数・単価：1箇所×約1,400万円（予定）



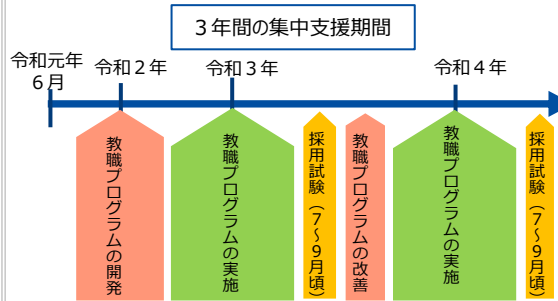
政策的ニーズの高い分野に特化した全国的な人材マッチングの仕組みの構築



一体的な支援体制等の構築

### 就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラム事業（継続事業）

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2019 について」（令和元年6月21日）において、正規雇用化をはじめとした活躍の場を広げる取組を3年間集中的に政府として支援する。
- そのため、毎年実施される教員採用試験に向けて、令和元年度補正予算にて開設したプログラムを引き続き実施し、教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった者等の学校現場への参画を支援する。
- 件数・単価：8箇所×約545万円（予定）



**滋賀大学**  
受講時間帯が自由で、かつ双方向型のオンライン講習の仕組みを構築するとともに、模擬授業等の実技やICT等の最新技能を獲得できる対面講習を組み合わせて実施する。

**香川大学**  
オンライン学習プラットフォーム(gacco)による講習のほか、附属学校を活用した参観実習、TT等による体験授業のほか、教職自主サークルや教職セミナー等を通じ個々に応じたサポートを充実する。

## アウトプット(活動目標)

教職リカレントプログラムの実施及び改善を図るとともに、学校現場と外部人材をつなぐ在り方研究事業の仕組みの検討を行う。

## アウトカム(成果目標)

初期（令和2年度）：教職リカレントプログラムを開発・実施し受講者を増加させるとともに、研究事業による事例を創出する

中期（令和3年度）：教職リカレントプログラムの受講者数を増加させるとともに、  
（令和4年度）アスリート人材の入職事例を創出する。

長期（令和5年度以降）：学校教員に占める民間企業等勤務経験者の数を増加させる。

## インパクト(国民・社会への影響)

多様な経験を持つ民間企業等経験者やアスリート人材が学校現場で専門的な知識・経験を活かし、より効果的な学校教育を実現する。

# 適切なコミュニケーションに向けた透明性の確保

積極的に活用を図りたい市町村教育委員会（又は学校法人）と検定を行う都道府県教育委員会間や、特別免許状の授与を希望する者と教育委員会間のコミュニケーションが円滑に図れていない可能性があるが、その前提となる検定基準や検定結果等が不明瞭な状態。

※文科省の指針を踏まえた授与基準になっているか（令和3年度中に改正予定のものを含む）

はい	いいえ	基準未策定
37	6	4

※教育職員検定の結果をHP等で公表しているか

はい	いいえ
0	47

特別免許状の授与や授与された者の活用に関する**教育委員会間の共通理解や教育委員会と受検希望者との間の適切なコミュニケーションが行われる仕組みとして、例えば、授与基準の明確化、検定に関する考え方や検定後の結果や理由の開示等透明性を確保すべきではないか。**

**また、特別免許状による教員採用実績や採用計画の公表の推奨を行うべきではないか。**



# 教職特別課程について

教職特別課程は、主として社会人を対象に1年に限って設置することができる課程であるが、現状1年間で必要な単位を修得するためには、平日の昼間を中心としたフルタイムの課程となってしまう。

※令和3年4月現在 教職特別課程を置く大学

- ・ 中学校及び高等学校教諭免許 慶應義塾大学、工学院大学、岡山理科大学
- ・ 特別支援学校教諭免許 琉球大学

社会人等が企業に勤務しながら課程を履修することは困難であるため、教育職員免許法の改正案（※）に、1年以上の弾力的な教職特別課程を設置することができるようにすることを盛り込んでいる。

※教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（令和4年2月25日閣議決定）。

教職特別課程を社会人の学び直しの仕組みとして活用されるよう、法改正後広く周知を図るべきではないか。

# 教員資格認定試験について

教員資格認定試験は、昭和39年度に社会の進展に応じて特定の分野についての充実が一層要請されることに伴って、高等学校教員の免許状（柔道、剣道、計算実務）において実施されていた。その後、順次教科や学校種が拡大されていた。

平成14年の特別免許状の有効期限の撤廃に伴い、普通免許状を授与することとなる教員資格認定試験に代替できることとされ、現在は、幼稚園、小学校、特別支援学校においてのみ試験が実施されている。

**教員資格認定試験**を社会の進展に伴って必要となる教科等の免許状が授与できる仕組みとして**国や教職員支援機構が主導して、まずは「情報」を先行して民間企業等で培った専門性（特定の資格など）を踏まえて免許状が授与できるようにするべきではないか。**

---

## 参考資料

特別免許状の制度改善に対する各種提言等

---

## 当面の規制改革の実施事項（令和3年12月22日 規制改革推進会議）【抜粋】

### II それぞれの柱における規制改革の推進

#### 3. 「人」への投資

##### ア 特別免許状等多様な外部人材の教員等への登用拡大

【a,c,d,e：令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、b：令和3年度措置、g：令和3年度中調査結果公表予定及び検討開始、結論を得次第速やかに措置】

a 文部科学省は、教員の量と質とはトレードオフの関係にあるという指摘がある中、教育の質の確保に向けた方策を検討し、教育の質の確保に必要な教員の資質について早急に結論を得た上で、当該資質を備えた教員を確保するための方策について、教員免許状制度の抜本的な改革を含めて検討し実現させる。特に、**教員資格認定試験の試験区分の拡大や実務経験を加味した一部試験の免除など、普通免許状を持たない社会人等が学校現場に参画しやすくなるような試験制度の見直しを検討・実施する。**

b 文部科学省は、「特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する指針」（令和3年5月11日文部科学省総合教育政策局教育人材政策課）を踏まえ、特別免許状制度の運用の実態について調査するとともに、都道府県教育委員会が、同指針を踏まえ、**特別免許状の授与候補者が勤務する予定の市町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望を十分考慮した上で、積極的に特別免許状を発行するよう必要な指導を行う。**また、既に特別免許状を授与された教員が、当該免許状を発行した都道府県以外での勤務を希望した場合に、希望した都道府県においても速やかに特別免許状が発行されるよう、審査の短縮について同指針を踏まえ必要な指導を行う。

# 参考 特別免許状の制度改善に対する各種提言等

## 当面の規制改革の実施事項（令和3年12月22日 規制改革推進会議）【抜粋】（続き）

- c 文部科学省は、教員の任命権者等が、多様な専門性を持つ社会人をより積極的に採用しやすくなるように、これまでの特別免許状授与実績にとらわれない積極的な特別免許状授与が全ての地域で行われるよう、**特別免許状授与の予見可能性を高める観点から、授与手続や授与基準の透明化を促進**する。また、任命権者ごとに学校種ごとの特別免許状教員の採用実績の公表及び計画的な教員採用を行うよう指導するとともに、特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等、必要な措置を講ずる。
- d 文部科学省は、**小学校の特別免許状について**、現在の教科ごとの免許状では学校現場の実情を反映しておらず外部人材の活用が難しい状況を改善するため、全教科で授与される普通免許状・臨時免許状と同等な扱いとなるよう、**授与を受けようとする者の専門的知識経験等を踏まえ全教科での発行も可能となるような運用の見直し・明確化を始め、各学校における特別免許状の活用促進**を図る。
- e 文部科学省は、中学校・高等学校における免許外教科担任の許可件数が高い水準で推移している中、相当免許主義に則った運用が確保されるようにするため、これまでに発行実績のある教科だけでなく、**幅広い教科で特別免許状が発行されるよう、任命権者ごとに教科ごとの特別免許状教員の採用実績の公表及び計画的な教員採用を行うよう指導するとともに、特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等、必要な措置を講ずる。**
- g 文部科学省は、教員不足の実態について調査を行い、原因の究明・解消に向けて有効な取組事例の収集を行うとともに、産休代替・育休代替を含む教員の欠員が生じた際の代替教員の円滑な採用に向けて、「学校・子ども応援サポーター人材バンク」の活用を促進するほか、**特別免許状等による外部人材の登用や普通免許状を保持する新卒者の入職を促進するために必要な方策を検討し、具体的施策を実施する。**

## Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(案) (令和4年3月3日 内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ) 【抜粋】

### 3. 3本の政策と実現に向けたロードマップ

【政策1】子供の特性を重視した学びの「時間」と「空間」の多様化〈施策・方向性〉  
〈課題、必要な施策・方向性、実施体制①〉

必要な施策・方向性（教員免許制度・教員養成改革）

教員免許制度の改革や教職課程の見直しを実施し、特定分野に強みのある教員の養成や、理数やICT・プログラミングなどの専門家など、多様な人材・社会人が学校教育に参画し協働できる流動性の高い教員組織へ転換する。また、特別支援教育に関する専門性など教師の基礎的資質の更なる向上を図る。

具体の検討・実施体制

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会基本問題小委員会等において専門的な議論を深め、令和4年夏頃までを目途に得られた一定の結論を踏まえながら制度改正に取り組む。

## 「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会検討の方向性(案)【抜粋】

### II. 検討の方向性

#### 3. 社会人等の登用促進に関する検討の方向性

- 教壇に立つ上で最低限の能力を公証するという教員免許の性格等を改めて確認した上で、質の高い教職員集団を実現するために、学校以外で勤務してきた経歴や専門的な知識・技能を有する者に対する教員免許の在り方について検討する必要がある。
- このため、多様な経験や専門性を有する人材を教職へ迎え入れる教育職員免許法上の制度として設けられている特別免許状制度、特別非常勤講師制度、教員資格認定試験について、「令和の日本型学校教育」の実現に向けて多様な専門性を有する質の高い教職員集団を構築する観点から、複線化された入職ルートとして、より一層機能させていく必要がある。
- 特別免許状制度**については、例えば、スポーツや文化芸術における優秀な活動実績を有する者や専門的な研究を行ってきた博士号等の学位保有者などをはじめとする専門的な知識・技能を有する者への授与が積極的に行われるように、その実態把握や好事例の収集を行いつつ、例えば、①**学校現場に参画しようとする者の専門性に対応できるよう授与教科区分を見直すこと**や、②**そのような者にとって、免許状授与の予見可能性を高める観点から、授与手続や授与基準を透明化すること**を検討する。また、**都道府県教育委員会が自らイニシアティブを取って授与が行えるようにすることも検討する。**

# 参考 特別免許状の制度改善に対する各種提言等

## 「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会検討の方向性(案)【抜粋】(続き)

- 教科横断的なプログラミング教育やグローバルな人材育成を目指した教育課程などが編成・実施される中で、特定分野の専門性を有する人材を幅広く迎え入れていく観点から、教科の領域の一部（例：教科「外国語」の中の英会話など）を担当する非常勤の講師については免許状を要しないという特別非常勤講師制度について、例えば、「**非常勤**」という勤務要件の在り方を検討するなど、このような人材が学校現場で更に活躍しやすく、働きやすい制度にしていくことを検討する。
- 社会人等に試験の合格により免許状取得の道を開く仕組みであり、現在、一部の学校種等（幼稚園・小学校の二種免許状、特別支援学校自立活動の一種免許状）について実施されている**教員資格認定試験**について、今後、教師に求められる資質能力の再定義を踏まえて検討することとなる教職課程（カリキュラム）等の在り方の検討を踏まえつつ、**例えば、試験区分をニーズの高い他の学校種・教科にも拡大するとともに、実務経験を加味して一部試験免除を行うなど、社会人等が学校現場に参画しやすくなるような試験制度の見直しに着手していくことを検討する。**
- あわせて、教師を採用する任命権者等が、**多様な専門性を持つ社会人をより積極的に採用しやすくなるような環境整備も検討する**（例えば、**教職の基礎的な知識・技能を習得するための免許状未取得者向けプログラムの開発**など）とともに、任命権者である教育委員会等や、多様な専門性を持ち、学校での勤務を希望する社会人等のニーズも踏まえつつ、**兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた検討を進める。**



## 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律【抜粋】

第三条 政府は、公立の義務教育諸学校(標準法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下この条において同じ。)における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、**多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、**教員以外の教育活動を支援する人材(以下この条において「外部人材」という。)を活用することが重要であることに鑑み、**この法律の施行後速やかに、**学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、**教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。**

# 参考 特別免許状の制度改善に対する各種提言等

## 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年3月17日 衆・文部科学委員会）【抜粋】

七 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

## 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年3月30日 参・文教科学委員会）【抜粋】

七 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

---

**参考資料**  
**入職の多様化、学校組織の在り方等**

---

# 教師個人と学校組織に求められる力の基本的考え方（イメージ）

絶えず変化する社会と学校に求められる役割を的確に捉え、個々の教師の能力、適性等を把握し、教職員集団の総合力を最大化させられるよう学校組織マネジメントを行い、研修推進体制を整備

- ・教師個人の今後の成長
- ・学校にとって必要な対応力の確保
- 等の観点からの育成方針

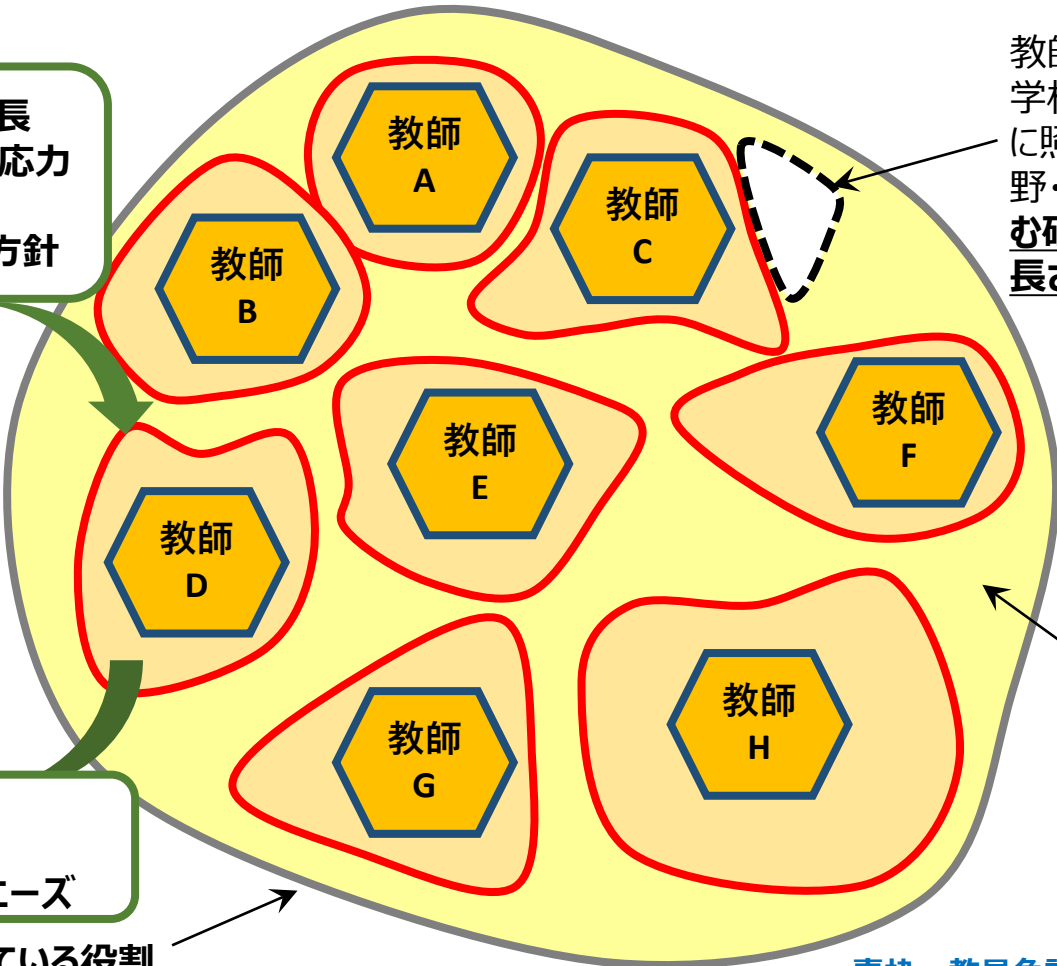
円滑なコミュニケーション

管理職等

- ・主体的な学び
- ・学校を支える
- 等の観点からの研修ニーズ

学校組織として求められている役割

（各学校の地域事情や学校教育目標等により異なる。）



教師個人の育成の観点や、各学校が現に求められている役割に照らしてさらに強化すべき分野・観点を踏まえて、OJTを含む研修実施などにより開発・成長させようとする部分

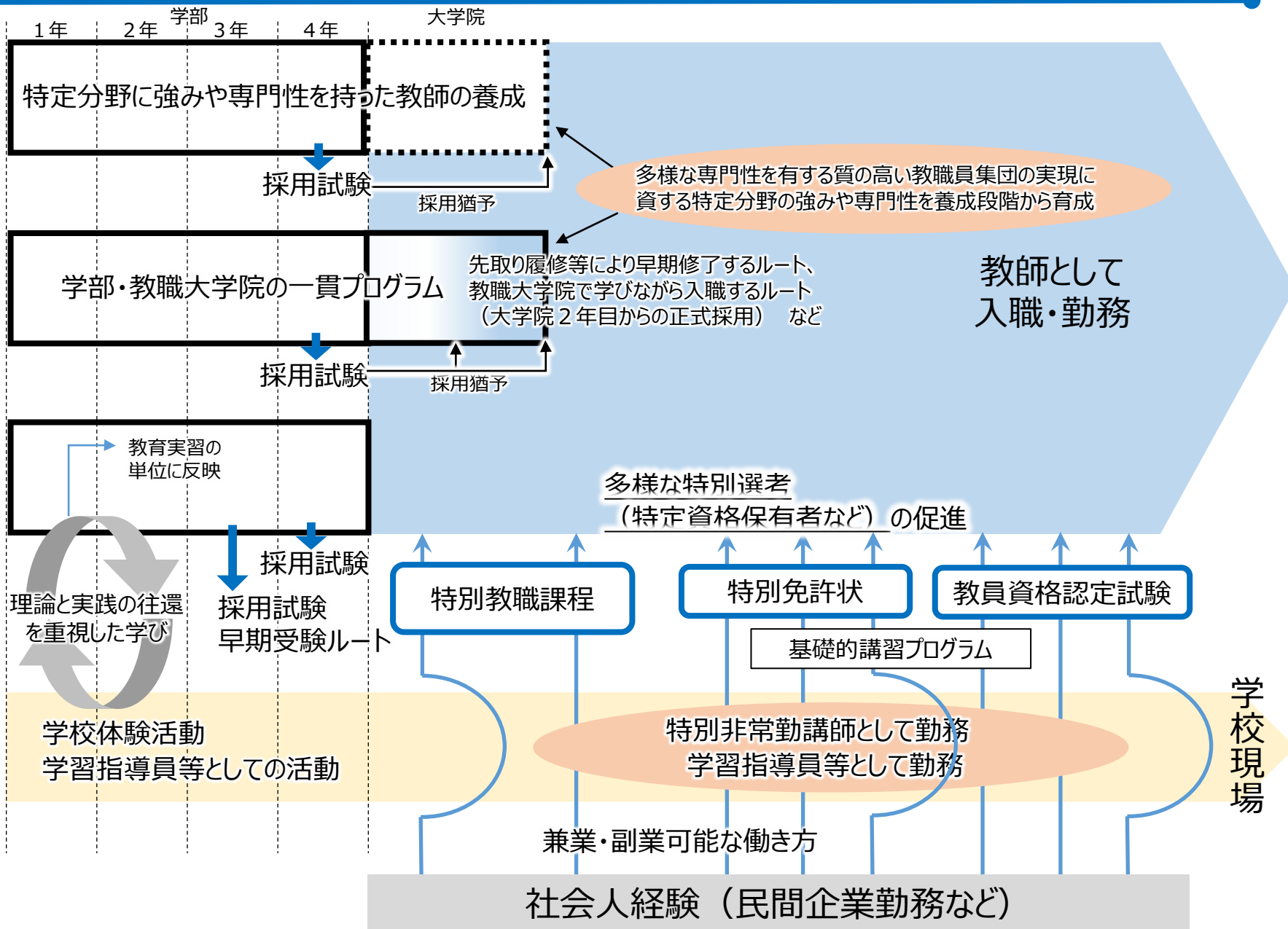
教職員集団（チーム）としての対応、教職員同士の連携協働や相互補完により、総合的に学校組織としての機能を発揮

青枠 = 教員免許で担保すべき基礎的な資質能力  
赤枠 = 教師個人の資質能力

※経験年数やこれまでの担当分野（校務分掌）等により教師個人の資質能力や強み・弱みがそれぞれ異なる。

※学校組織については、退職・新規採用を含む人事異動等により、個々の教師が構成する教職員集団総体としての能力は可変的。

# (参考) 入職ルートが多様化イメージ



# 社会人等多様な人材の活用について

- ✓ 学校現場においては、学校との関わり具合(頻度や業務内容等)に応じて、様々な外部人材が参画しているところ。
- ✓ 民間企業等勤務経験者の専門的な知識・経験を活かし、開かれた教育課程を実現するため、兼業・副業等で参画する特別非常勤講師制度や、転職し教師として勤務するため、免許を既に保有している者へのリカレント教育や、新たに普通免許状を取得するための、教員資格認定試験(幼稚園、小学校)、1年間の教職特別課程(中学校、高等学校、特別支援学校)、2~4年の通信制の教職課程、臨時免許状及び特別免許状の授与等、多様なルートが確保されている。
- ✓ 外部人材がいきなり教師として勤務するハードルを下げるため、スクールサポートスタッフや学習指導員、特別非常勤講師等として学校との関わり合いを徐々に深めていながら、学校現場への参画を促進する。

学校と関わりを持つ      学校に定期的に通う (授業を担当する、補助をする等)      教師として勤務する

**学校現場への参画に興味がある民間企業等勤務経験者等**

**学習指導員**  
子供たち一人ひとりへのきめ細かな指導を図るためのTT指導、家庭学習のチェック、放課後や長期休業中等を活用した補習学習等、教師の授業補助を行う

**特別非常勤講師**  
民間企業等勤務経験者等の専門的な知識・経験を活かし、兼業・副業等で学校現場に定期的に参画し、授業の一部を単独で行う

**部活動指導員**  
部活動の技術的な指導を行う

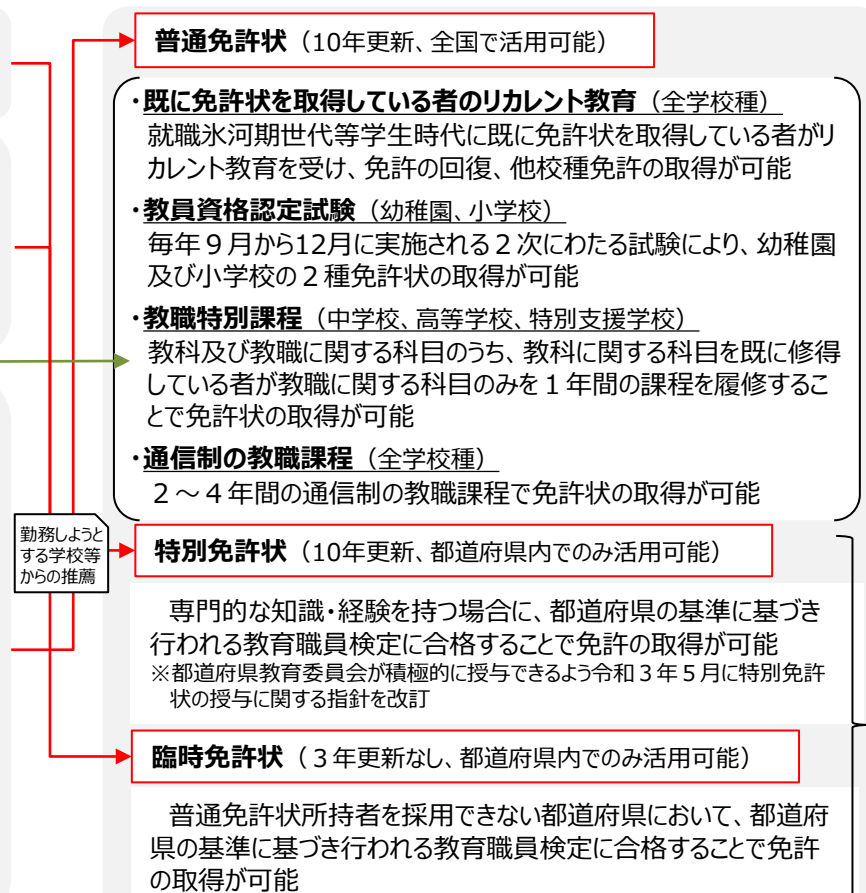
**スクールサポートスタッフ**  
学級担任等の業務のサポートや保護者への連絡業務を行う

**ICT支援員、GIGAスクールサポーター**  
ICT環境の運用管理や校務情報システム等の運用管理等を行う

**スクールカウンセラー**  
いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加などに対応するため、児童生徒へのカウンセリングを行う

**スクールソーシャルワーカー**  
学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、学校、家庭、専門機関相互の連携を促進するための連絡調整等を行う

**地域学校協働本部に参画する地域住民等**  
例えば、放課後等の学習支援・体験活動、登下校の見守り 等 等



---

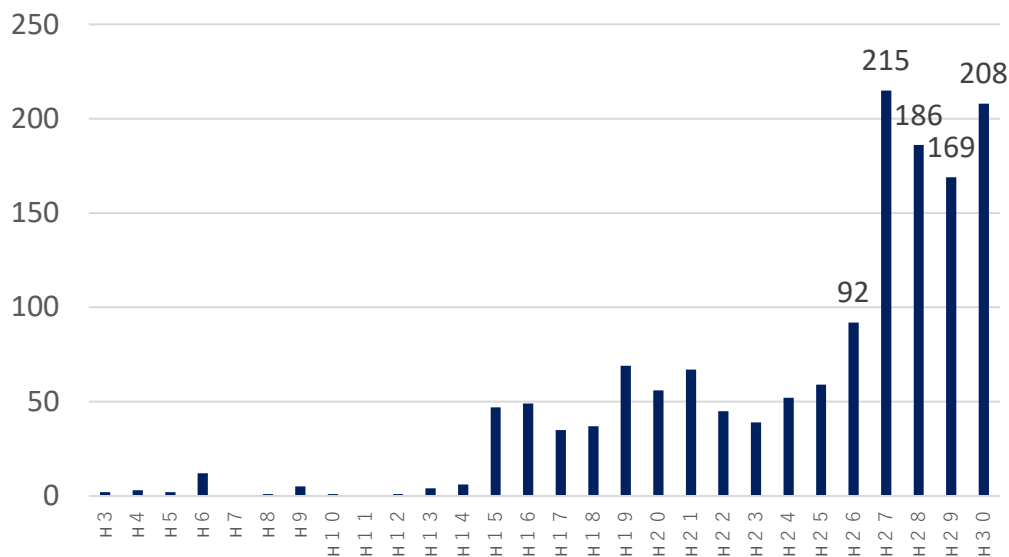
**参考資料**  
**特別免許状、特別非常勤講師制度、  
教員資格認定試験の現状**

---

# 特別免許状の授与件数と活用事例

特別免許状は、教員免許状を有していないが優れた知識経験等を有する社会人を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与することができる免許状。(昭和63年創設)

## ○特別免許状授与件数の推移



## ○平成30年度の特別免許状授与件数の主な教科別件数

教科	件数	授与者の主な職歴
外国語(英語)	131件	ALT、外国人講師、英会話講師、通訳・翻訳者
看護	36件	看護師、助産師
理科	12件	インターナショナルスクール理科教員
自立活動	11件	作業療法士、看護師
工業	4件	造船会社技師、土木施工管理技士

## ○特別免許状の活用例

特別免許状等の活用に関する事例集～多様な教員が活躍する学校をめざして～(平成29年3月)(抜粋)

- 和歌山県立海南高等学校  
大島 麻里氏

職歴: ポストドクター(博士研究員)  
学芸員

教科: 理科(生物基礎、化学基礎、課題研究など)



高度な専門性をもつ方が教育現場に入るとは、「こんな分野、こんな世界もあるんだ」と生徒に刺激を与え、さらに生徒の目標にもなると思います。(ご本人)

- 札幌市立札幌開成中等学校  
ディクセツ・ラケッシー氏

職歴: イギリスの高校で日本語教師  
日本で英会話講師

教科: 外国語(英語)



ディクセツ・ラケッシー氏の採用により多様な文化や価値観を尊重しながら学び合える学校の雰囲気醸成されつつあります。  
(札幌市教育委員会 学校教育部教育課程担当課 指導主事)

- 京都市立嵯峨中学校  
田本 博子氏

職歴: アスリート(元オリンピック日本代表)  
教科: 保健体育



私は競技をしている時に何度も挫折を経験しました。その経験が、実は尊い経験だったのだと子どもたちに語っているなかで感じました。今では、さまざまな経験を、目の前の子どもたちに伝える使命があると考えて教壇に立っています。(ご本人)

その他、システムエンジニア、ALT、大学教員等を活用している例もある。40



# 特別非常勤講師制度について

## ◆ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

## ◆ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

## ◆ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

※ 届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

## ◆ 届出件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	4,730	4,599	4,796	4,472	4,235
中学校	2,495	2,466	2,382	2,384	2,505
高等学校	11,458	11,663	11,775	11,916	12,324
特別支援学校	1,378	1,613	1,818	1,604	1,772
合計	20,061	20,771	20,771	20,376	20,836

## ◆ 事例

医学・看護 (医師、看護師等)	3,744	外国語（外国語会話を含む） (英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等)		3,731	家庭科教育 (調理師、栄養士等)	1,999	
芸術 (彫刻家、写真家等)	2,373	福祉 (介護福祉士、手話講師等)	1,708	伝統芸能 (能楽師範等)	808	競技スポーツ (元プロ野球選手等)	683
情報 (プログラマー等)	558	茶道・華道 (茶道家、華道家等)	543	書道・書写 (書道家・書道教室講師等)	575	製造現場体験 (建築家、大工等)	230
異文化理解 (通訳、JICA研修員等)	238	野外体験活動（農家、造園業等）	503	伝統工芸 (陶芸家、宮大工等)	325	地域文化理解 (宮司、元公民館長等)	341
環境教育 (農学研究員、ネイチャーガイド等)	200	朗読 (劇団員、図書館司書等)	175	理容・美容 (美容師、ネイリスト等)	142	その他 (NPO法人代表理事、CGクリエイター等)	1,960

# 教員資格認定試験の概要

## 制度の趣旨

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。

## 根拠法令

「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)」

第16条の2 普通免許状は、第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2(略)

3 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

4 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

## 制度の経緯

昭和39年度 高等学校教員資格試験を創設

昭和48年度 教員資格認定試験を創設(実施種目は小学校、特殊教育、高等学校。高等学校教員資格試験は廃止)

平成16年度 高等学校教員資格認定試験を休止

平成17年度 幼稚園教員資格認定試験を開設

平成30年度 試験の実施に関する事務を(独)教職員支援機構に移管

令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直し

## 現行の実施種目

(1) 幼稚園教員資格認定試験(幼稚園教諭二種免許状) (2) 小学校教員資格認定試験(小学校教諭二種免許状)

(3) 特別支援学校教員資格認定試験(特別支援学校自立活動教諭一種免許状。視覚障害教育・聴覚障害教育・肢体不自由教育・言語障害教育)

## 受験者数等

年度	小学校				特別支援学校				幼稚園			
	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率
平成29年度	1,114	925	138	14.9%	195	170	20	11.8%	284	277	102	36.8%
平成30年度	1,018	849	112	13.2%	265	249	20	8.0%	102	98	21	21.4%
令和元年度	917	780	248	31.8%	160	144	31	21.5%	88	82	39	47.6%
令和2年度	819	742	167	22.5%	174	160	9	5.6%	26	24	8	33.3%

# 参考 諸外国の教員養成（教員資格取得のための特別措置）

アメリカ	イギリス	フランス
<p>教師不足に対処することを第一義とし、伝統的な教員養成課程を修了していない学士号取得者に対して臨時の教員免許を発行して、教員としての経験を積みながら標準免許を取得させる1ないし2年間のプログラムを設けている。</p> <p>毎年約2.5万人が制度を通じ教員免許を取得しており、多くの制度に共通してみられる特徴としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的能力や指導分野に関する知識や指導方法等に関する試験の合格や関係者による面談などのプロセスを含んでいること</li> <li>・実際に教壇に立って指導する教室での実践をベースとしていること</li> </ul> <p>などがある。</p>	<p>高等教育機関や初等・中等学校に設けられた通常の教員養成課程を修了する以外の正教員資格の取得方法は主に次の二つ。</p> <p>①臨時的な雇用を認める仮免許教員制度 →学校が正教員資格を有しない者を仮教員として雇用するとともに、個別の訓練プログラムを通じて正教員資格の取得を支援する。</p> <p>②欧州経済地域（EEA）又はスイス以外の外国で教員養成を受け資格を取得した場合 →臨時教員として働きながら正教員資格取得のための訓練と評価を受ける。</p> <p>※欧州経済地域（EEA）又はスイスからの教員については、相互認定制度に基づく評価により正教員資格が認められる。</p> <p>これらはいずれも当初、1980年代後半の教員不足に対処するために投入。</p>	<p>教員採用試験受験に先立って取得すべき教員免許状の制度はなく、公立学校教員は、<u>学士号取得者（大学3年修了者）を対象とする教員採用試験（競争試験）</u>で採用される。</p> <p>教員採用試験には、①受験資格における学歴要件の免除（高度なスポーツ選手など）、②現職公務員及び民間職業人を対象とする別枠競争試験の実施といった特別措置が設けられている。</p>
ドイツ	中国	韓国
<p>従来、教員養成の課程を経ない者を対象に特別に教員資格を与える制度はなかったが、近年、職業学校の教員不足を背景として、<u>大学で工学などのディプロムを取得し、企業での勤務経験を持つ者を職業学校や職業専門学校</u>の教員として採用する州がある。</p> <p>教職志願者は職業教育学校で一定期間教育実習を行い（試験採用期間）、それに並行して教授学・教育学に関する理論的研修を受けたのち、採用試験を受験する。</p>	<p>教員資格として規定された学歴を有しない（無資格）教員を対象として、<u>筆記試験（省統一試験）及び授業能力・人物審査（各学校・学区が実施）</u>の合格者に合格証書を授与。これにより教員資格の基礎要件である学歴を取得した者と同等の能力を有する者として認められる。</p>	<p>政府より認定をうけた教員養成機関卒業者以外は、教員資格を取得することはできないが、例外として<u>中等教員の場合、大学での専任講師等としての勤務経歴を有する者に対し教員資格が授与される措置がある。</u></p>

平成18年3月 文部科学省生涯学習政策局調査企画課 『諸外国の教員』より